

●香川県告示第3号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第13条ノ2第1項の規定により、次のとおり公有水面の埋立地の用途の変更を許可した。

平成30年1月5日

香川県知事 浜 田 恵 造

1 許可年月日

平成29年12月26日

2 許可を受けた者の名称及び所在地並びにその代表者の氏名

香川県

高松市番町4丁目1番10号

香川県知事 浜田 恵造

3 埋立区域

(1) 位置

ア 第2-1工区

高松市朝日新町1番10の地先公有水面

イ 第2-2工区

高松市朝日新町1番3及び1番10の地先公有水面

ウ 第2-3工区

高松市朝日新町1番3及び1番10の地先公有水面

(2) 区域

ア 第2-1工区

次の各地点のうち、①の地点から⑱の地点を順次結んだ線及び⑱の地点と①の地点を結ぶ昭和52年3月18日付け52港B第122号で竣功認可された埋立地と公有水面との境界線（D. L. +2.48メートルにより決定）により囲まれた区域

①の地点 1等三角点屋島山（北緯34度21分20.5442秒、東経134度6分16.7327秒。以下「基点」という。）から281度08分17秒 3,791.22メートルの地点

⑯の地点 ①の地点から 4度14分47秒 119.21メートルの地点

⑰の地点 ⑯の地点から 94度14分47秒 72.50メートルの地点

⑱の地点 ⑰の地点から 184度14分47秒 119.31メートルの地点

イ 第2-2工区

次の各地点のうち、⑳の地点から⑧の地点を順次結んだ線、⑧の地点と⑦の地点を結ぶ昭和50年5月12日付け50港B第137号で竣功認可された埋立地と公有水面との境界線（D. L. +2.48メートルにより決定）及び⑦の地点と⑳の地点を結ぶ昭和52年3月18日付け52港B第122号で竣功認可された埋立地と公有水面との境界線（D. L. +2.48メートルにより決定）により囲まれた区域

⑳の地点 基点から 281度16分14秒 3,719.24メートルの地点

⑰の地点 ⑳の地点から 4度14分47秒 119.31メートルの地点

⑯の地点 ⑰の地点から 274度14分47秒 72.50メートルの地点

⑨の地点 ⑯の地点から 4度14分47秒 15.00メートルの地点

⑧の地点 ⑨の地点から 94度14分47秒 328.00メートルの地点

⑧の地点 ⑩の地点から 184度14分47秒 134.66メートルの地点  
 ⑦の地点 ⑧の地点から 274度14分47秒 255.36メートルの地点

ウ 第2-3工区

次の各地点のうち、⑩の地点から⑨の地点を順次結んだ線及び⑨の地点と⑩の地点を結んだ線により囲まれた区域

⑩の地点 基点から 283度58分34秒 3,485.97メートルの地点  
 ⑨の地点 ⑩の地点から 274度14分47秒 328.00メートルの地点  
 ②の地点 ⑨の地点から 4度14分47秒 135.00メートルの地点  
 ⑨の地点 ②の地点から 94度14分47秒 328.00メートルの地点

(3) 面積

ア 全体 149,862.75平方メートル  
 イ 第2-1工区 8,646.24平方メートル  
 ウ 第2-2工区 35,448.41平方メートル  
 エ 第2-3工区 44,280.00平方メートル

4 埋立てに関する工事の施行区域

(1) 位置

ア 第2-1工区

高松市朝日新町1番10及び1番10に接する無番地の地先公有水面

イ 第2-2工区

高松市朝日新町1番3及び1番10の地先公有水面

ウ 第2-3工区

高松市朝日新町1番3、1番10及び1番10に接する無番地の地先公有水面

(2) 区域

ア 第2-1工区

次の各地点のうち、Aの地点からVの地点を順次結んだ線及びVの地点とAの地点を結んだ線により囲まれた区域

Aの地点 基点から 280度45分45秒 4,004.70メートルの地点  
 Rの地点 Aの地点から 4度14分47秒 134.66メートルの地点  
 Sの地点 Rの地点から 94度14分47秒 215.00メートルの地点  
 Tの地点 Sの地点から 184度14分47秒 15.00メートルの地点  
 Uの地点 Tの地点から 94度14分47秒 72.50メートルの地点  
 Vの地点 Uの地点から 184度14分47秒 119.66メートルの地点

イ 第2-2工区

次の各地点のうち、Iの地点からWの地点を順次結んだ線及びWの地点とIの地点を結んだ線により囲まれた区域

Iの地点 基点から 281度46分53秒 3,465.75メートルの地点  
 Vの地点 Iの地点から 274度14分47秒 255.50メートルの地点  
 Uの地点 Vの地点から 4度14分47秒 119.66メートルの地点  
 Tの地点 Uの地点から 274度14分47秒 72.50メートルの地点  
 Sの地点 Tの地点から 4度14分47秒 15.00メートルの地点

Wの地点 Sの地点から 94度14分47秒 328.00メートルの地点

ウ 第2-3工区

次の各地点のうち、Wの地点からJの地点を順次結んだ線及びJの地点とWの地点を結んだ線により囲まれた区域

Wの地点 基点から 283度58分34秒 3,485.97メートルの地点

Rの地点 Wの地点から 274度14分47秒 543.00メートルの地点

Bの地点 Rの地点から 4度14分47秒 144.34メートルの地点

Cの地点 Bの地点から 33度14分13秒 209.22メートルの地点

Dの地点 Cの地点から 4度14分47秒 188.00メートルの地点

Jの地点 Dの地点から 94度14分47秒 441.60メートルの地点

(3) 面積

ア 全体 565,988.70平方メートル

イ 第2-1工区 37,627.15平方メートル

ウ 第2-2工区 35,492.92平方メートル

エ 第2-3工区 251,488.63平方メートル

5 埋立地の用途

(1) 変更前の埋立地の用途

ふ頭用地、緑地、港湾関連用地及び道路用地

(2) 変更後の埋立地の用途

ふ頭用地、緑地、港湾関連用地及び道路用地（変更部分については、別図のとおり。「別図」は、省略する。）

6 埋立免許の年月日及び番号

(1) 免許年月日

平成20年3月31日

(2) 免許番号

19港湾第40778-4号